

学 生 便 覧

2024 年度入学者用

(令和 6 年度)



電動モビリティシステム専門職大学
電気自動車システム工学部
電気自動車システム工学科

養成する人材像

本学の養成する人材像は、「物事を論理的・科学的に捉える能力、リテラシー水準のデータ分析・AI活用技法、幅広い社会・利用者ニーズを把握する能力など職業的自立を図るための能力を有し、電気自動車システム全体および構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)やシミュレーションを用いた開発手法に関する理論・技法と技術者としての倫理観を備え、グローバル産業において求められる適切なコミュニケーション能力やビジネス関連知識等の応用的・創造的な能力を有し、これらを統合させた実践的かつ応用的な総合力を主体的に身に付け、電気自動車関連の企業において、国内にとどまらず世界に向けて、これまでに無い新たな製品や新たなサービスの開発を行う設計者」です。この人材を養成するために以下のカリキュラムポリシーに基づき体系的な教育課程を編成しています。

ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の規則に基づき定められた所定の期間在籍し、所定の単位を取得して以下に挙げる知識・スキルを身に付け、その他必修等の諸条件を満たした上で、卒業論文審査に合格した学生に学位を授与します。

1. 職業的自立を図るための能力
2. 電気自動車システム分野の設計者に必要な専門的な能力
3. 電気自動車システム分野に関連する応用的・創造的な能力
4. 電気自動車システム分野の設計者としての総合力

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

電気自動車システム工学部では、ディプロマポリシーに示す目標を達成できるよう、基礎科目、職業専門科目(工学基礎、専門基礎、専門発展、専門選択)、展開科目、総合科目を体系的な教育課程として編成し、講義、実習(臨地実務実習含む。)を組み合わせた授業を行います。

1. 職業的自立を図るために必要な能力を育成するべく、基礎科目を配置しています。
2. 電気自動車システム分野に関する知識・スキルを身につけ、最終製品あるいは部材等の開発に活用するために職業専門科目を配置しています。
3. 電気自動車システム分野に関連する応用的な能力であって、創造的な役割を果たすために必要な能力を育成するべく、展開科目を配置しています。
4. 修得した知識・スキルを総合し、電気自動車システム分野の設計者としての実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるべく、総合科目を配置しています。

目次

I.教育課程

1. 学期	5
2. 授業に関する基本事項	5
3. 単位の構成	5
4. 成績評価	6
5. 成績評価制度	6
6. 履修登録科目の上限（CAP制）	7
7. 授業科目	8
8. 履修手続	9
9. 定期試験	10
10. 授業の出席・欠席について	10
11. 学校感染症に罹患した場合の手続き	11
12. 休講・補講について	11
13. 学籍異動関係	11
14. 担任制	12
15. オフィスアワー	12

II.電気自動車システム工学科 履修心得

1. 電気自動車システム工学科卒業までの履修の流れ	15
2. 電気自動車システム工学科・コース	16
3. 卒業要件	16
4. 電気自動車システム工学科授業科目及び単位数表	18
5. カリキュラムマップ・ディプロマポリシー対応表・カリキュラムツリー	20

III.学生生活案内

1. 学生対応の窓口と取扱時間	27
2. その他手続等	30
3. 学納金	31
4. 奨学金	32
5. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学生教育研究賠償責任保険（学研賠）	32
6. 健康管理・学生相談	33
7. 図書館	33
8. 就職支援	33
9. その他	34

IV.諸規則等

	39
--	----

I . 教育課程

1. 学期

本学の1年間は、4月1日から翌年の3月31日までです。この1年間に4つの学期に区分した「4学期制」を採用しています。1学期あたり8週の授業実施期間を設けています。

毎週決められた曜日・時限に開講される授業のほか、定められた期間に集中して行う臨地実務実習や、指導教員の指定する日時に開講する研究ゼミナール等の授業があります。

1学期	4月1日から	6月19日まで
2学期	6月20日から	10月2日まで
3学期	10月3日から	12月18日まで
4学期	12月19日から	3月31日まで

2. 授業に関する基本事項

(1) 授業時間

本学の授業時間は、90分をもって1限とし、次のとおり区分されています。

1限	8:50~10:20
2限	10:30~12:00
3限	13:00~14:30
4限	14:40~16:10

(2) 授業時間割表

授業時間割表は、各年度4月のガイダンスの際に配付します。

(3) シラバス（授業概要）

シラバスとは、開講する授業科目について、目的・到達目標・授業計画や評価基準等を具体的に示したものです。

履修する科目を決める際に、シラバスを熟読することはもちろん、授業の事前準備や事後学修の振り返りに用いるなど、シラバスを活用することによって学修効果を高めるよう努めてください。

シラバスは、本学のホームページで公開しています。

3. 単位の構成

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとします。

科目区分	単位数	必要な学習時間	授業時間数	予習・復習の時間数
講義科目	2	90	30	60
演習科目	2	90	30	60
実験科目	2	90	60	30
実習科目	2	90	60	30

上記の基準によって科目を履修し、試験に合格することにより単位を修得できます。具体的には、講義科目を2単位修得する場合は15回の授業に出席し、授業時間外の自学学習を行うことになります。

また、研究ゼミナールや卒業研究については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めています。各授業の目的、到達目標、授業計画については、シラバス（授業概要）を確認してください。

4. 成績評価

(1) 成績評価は、筆記試験、レポート、グループディスカッションへの取組状況等の評価により行い、定期試験は各学期の終わりに行います。定期試験の科目、日程は実施の2週間前に掲示します。

(2) 成績審査は各科目について、100点満点とし、60点以上が合格です。

なお、詳細は「5.成績評価制度」を参照してください。

5. 成績評価制度

合格した成績の評定をS、A、B、Cの4段階で行い、GPA(Grade Point Average)を付加します。

(1) 成績評価区分と付加されるGP(Grade Point)について

成績評価は、以下の表に定める区分により行われ、それぞれのGPが付加されます。

評価区分	判定	評価記号と内容	GP
100 ~ 90 点	合格	S (秀) : 特に優れた成績である	4
89 ~ 80 点		A (優) : 優れた成績である	3
79 ~ 70 点		B (良) : 概ね妥当な成績である	2
69 ~ 60 点		C (可) : 合格に必要な最低限度を満たした成績である	1
59 ~ 0 点	不合格	F (不可) : 合格には至らない成績である	0
	認定	N : 単位認定科目であり、GPAの対象としない	なし

(2) GPA(Grade Point Average)

GPAは、高等学校の評価平均値のように、学修の成績を総合的に判断するための指標です。

GPAは、各自が修得した単位にそれぞれGPをかけて合計にした値(GPS:Grade Point Sum)を履修登録した科目(適用除外科目を除く)の総単位数で割って算出します。

(例) GPA算出方法

科目名	評定	単位数	GP	獲得したGP
○○○○○○基礎	S	2単位	4	$2 \times 4 = 8$
△△△△△△実習Ⅰ	F	2単位	0	$2 \times 0 = 0$
◇◇◇◇◇◇実験Ⅱ	A	2単位	3	$2 \times 3 = 6$
合計		6単位		14点(GPS)

$GPA = 14 \text{ 点} \div 6 \text{ 単位} = 2.33$ (小数点第3位以下切り捨て)

(この単位数には、F : 不合格科目の単位数も含まれます。)

(3) GPAの適用除外科目について

GPAは、すべての授業科目を対象とします。ただし、単位の取得のみで評価を付さない次の科目については除外されます。

- ① 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- ② 転入学した際の単位認定科目
- ③ 本学入学前に修得した単位認定科目
- ④ 他大学との単位互換等で修得した科目

(4) 履修取消し

一度履修登録した科目の取消手続を行う期間を設定します。定められた期間内に履修科目取消の手続をせずに履修を放棄した場合は、その科目の成績評価はF（不合格）となります。

(5) 再履修した科目の学習成績

不合格となった科目を再履修した場合は、不合格となった学習成績と新たな学習成績の両方が成績として記録されます。

(例)再履修した科目の記録

科目名	評定
○○○○○○基礎	F（1年3学期に不合格）
○○○○○○基礎	S（2年3学期に合格）

6. 履修登録科目の上限（CAP制）

本学では、十分な学習時間(予習・復習)を確保し、授業内容を深く真に身につけることを目的とし学期ごとに履修登録できる科目の上限を定めるCAP（キャップ）制を導入しています。

1年間に履修登録できる科目の上限単位数は、60単位です。また、半期（1～2学期又は3～4学期）ごとに定められた単位数を超えて履修登録をすることはできません。

【履修登録上限単位数（CAP）】

上限を定める期間	登録上限単位数
1～2学期	30単位
3～4学期	30単位

CAP制は、単位の実質化を図り、大学として責任ある授業を展開していくために必要な制度です。制度の趣旨をよく理解し、授業外の予習と復習を含めた履修計画を立ててください。

なお、成績優秀学生は履修登録上限単位数（CAP）が緩和される場合があります。CAP制の上限を超えた履修登録を希望する場合は、事前に学務課教務係に相談してください。

7. 授業科目

(1) 授業科目の区分

本学の教育課程は、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の科目と実践的な経験から学ぶ「臨地実務実習」から構成されています。卒業には、学科が定めた所定の要件を満たす必要があります。

—授業科目の区分—

基礎科目	生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための科目
職業専門科目	電気自動車システム分野に関する知識・技術・スキルを身につけ、最終製品あるいは部材等の設計・開発に活用できるようにするための科目
展開科目	職業専門科目で修得した知識・技術・スキルを十分に応用しながら創造的な役割を果たすために必要な能力を育成する科目
臨地実務実習	企業の現場での実務的な実習を通して、ニーズの理解を深め、自らが将来開発する製品への責任を意識でき、技術開発、製品開発、問題発見・分析・解決策立案に必要な創造力・実践力を身につけるための科目
総合科目	4年間の学びを総合し、ディプロマ・ポリシーを達成するための集大成となる科目

—4年間の履修スケジュール—

1年次				2年次			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
基礎科目							
職業専門科目							
	臨地実務実習						臨地実務実習
	展開科目						
	総合科目						

3年次				4年次			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
職業専門科目							
	臨地実務実習						
	展開科目						
総合科目		総合科目					

各授業科目は、カリキュラム表「電動モビリティシステム工学科授業科目及び単位数表（p18 参照）」に従って開講されます。履修にあたっては、本要項を熟読して学習の計画を立ててください。

また、カリキュラム表中の科目は、事情により多少変更されることがあります。この場合には、掲示等により周知します。

（２）必修科目・選択科目等の指定

授業科目には、「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」の指定があります。修得しなければならない科目や単位数が定められていますので、それらの要件を満たす必要があります。

区分	表中の記号	定義
必修科目	◎	修得が義務付けられている科目
選択必修科目	○	指定された科目の範囲の中から、各自選択の上、一定単位数の修得が義務付けられている科目 卒業要件の必要単位数を超えて修得した場合は、選択科目に算入可とします
選択科目	なし	修得が各自の選択に委ねられている科目

（３）カリキュラムマップ・カリキュラムツリー

カリキュラムマップは、授業科目と教育目標の関係を示した表のことです。ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、学生が卒業までに身につけるべき能力に対して、どの授業科目が寄与しているかを示したものです。カリキュラムマップおよびディプロマポリシー（学位授与の方針）対応表は（P20～）に記載しています。

カリキュラムツリーは、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、授業科目間のつながりや体系性や学修の順序を示した表のことです。これにより授業科目間の関係性や順序性を把握することができます。カリキュラムツリーは（P24）に記載しています。

8. 履修手続

受講する授業科目は、必修科目を除き自分が履修する科目を自主的に決めることができますが、あらかじめ大学へ申告しなければなりません。この申告の手続きを履修登録といい、履修登録は定められた期間内に自己の責任において登録する必要があります。履修登録に関するお知らせは、本学のホームページや学内掲示等でお知らせしますので必ず確認してください。

（１）履修登録

履修登録は、各学期の履修登録期間に行います。履修登録方法については、別途周知します。

（２）履修登録の確認・訂正

履修登録の確認や登録した科目の変更・追加・削除は、履修登録確認・訂正期間内に行ってください。

(3) 履修登録の注意事項

履修登録した科目を受講しない場合は、その科目は F:不可(0点)と評価されます。この場合は、GPA の値を下げることになります。履修登録科目の確認と変更には十分に注意してください。履修登録に関する指示は、掲示等で行うので常に注意してください。掲示を見落としても、特例は認められません。

9. 定期試験

定期試験は、一部の授業を除き、原則として各学期の授業の最終週に実施されます。定期試験の時間割(試験日、試験科目、試験時間、教室)については、掲示等でお知らせします。また、授業科目の成績評価は、定期試験のみならず、科目の内容によってさまざまな方法で行われます。定期試験以外に小テストや中間テスト等を実施する科目もありますのでシラバスを確認するとともに、授業担当教員の指示に従ってください。

(1) 定期試験における注意事項

- ①定期試験の際、学生証を必ず机上的の見やすいところに置いて下さい。万一学生証を忘れた場合は、当該試験の監督教員に申し出てください。
- ②試験中、不正行為があったと認められる者、または監督教員の指示に従わない者は、退場が命ぜられます。
- ③不正行為があったと認められたときは停学とし、当該科目の成績は F:不可(0点)となり、それ以外の当該学期の履修科目はすべて履修取消になります。

(2) 追試験

定期試験の追試験は原則として行いませんが、次のいずれかの理由により受けることができない場合は、「追試験願」を提出し、審議の結果、追試験が認められれば受けることが可能です。原則として「追試験願」は、定期試験日から1週間以内に学務課教務係に提出してください。

追試験の対象となるもの	追試験願と一緒に提出する証明書
病気・ケガ	医療機関が発行した診断書(原本)、または、これに準ずるもの
忌引(1親等、2親等の親族であり、1週間まで)	会葬礼状などの証明ができるもの
その他	正当な理由があった場合、このことを証明できるもの

10. 授業の出席・欠席について

授業に毎回出席することを前提にシラバス(授業計画)において授業内容を組立てています。授業科目の内容を理解するためには、全ての授業に出席することが必要です。本学では、すべての科目における成績評価の要件を、授業実施時数の「3分の2以上出席していること」としています。全ての授業を受けることを成績評価の要件としている科目もありますので、シラバスの確認や授業担当教員からの説明を聞いてください。

なお、本学では、公認欠席（公欠）制度はありません。忌引や大会参加等により授業を受けなかった場合や学校感染症に罹患し授業を受けなかった場合も欠席扱いとなります。

11. 学校感染症に罹患した場合の手続き

学校感染症に罹患した場合は、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」に基づき、出席停止となります。出席停止が解除されるには、本学が指定する様式「学校感染症罹患・治癒証明書」を学務課に提出する必要があります。出席停止期間中に欠席した授業について、成績評価において不利にならないように配慮を求めることができます。その場合は、各授業の担当教員にその旨を申し出てください。ただし、配慮を行うかどうかの判断は、授業担当教員に委ねられています。

※様式「学校感染症罹患・治癒証明書」は、本学のホームページから入手してください。

12. 休講・補講について

授業が休講となる場合、掲示板にて休講情報をお知らせします。休講情報がなく、授業開始時刻から 30 分を経過しても講義が行われない場合は、学務課教務係へ連絡してください。

休講となった授業は、原則として各学期の指定された期間に補講を行います。補講の時間割については、掲示版を確認してください。

13. 学籍異動関係

(1) 休学

病気やその他特別の理由により、引き続き 2 か月以上修学できない場合は、願い出により学長の許可を受けて休学することができます。原則として、休学開始希望日の 1 か月前までに、休学願を学務課へ提出してください。なお、休学願の提出に当たっては、事前に担任（指導教員）および家族等と十分に相談してください。

（学則より抜粋）

- ・休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情があると認めたときは、1 年を限度として引き続き休学することができる。
- ・休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- ・休学期間は、在学年数に算入しない。

【必要書類】休学願、病気による理由の場合は医師の診断書が必要

【必要事項】担任（指導教員）の承認、授業料を納付していること

【提出期限】休学開始の 1 か月前まで

【休学期間】1 年以内

(2) 復学

復学する場合は、休学期間満了日の 1 か月前までに復学願を学務課へ提出し、学長の許可を受けて復学することができます。休学期間を満了したことで自動的に復学とはなりませんので注意してください。

【必要書類】復学願

【提出期限】復学する 1 か月前まで

(3) 退学

病気やその他の事由により学業継続が困難となり、やむなく退学をする場合は、原則として退学希望日の1か月前までに退学願を学務課へ提出してください。なお、退学願の提出に当たっては、事前に担任（指導教員）および家族等と十分に相談してください。

【必要書類】退学願

【必要事項】担任（指導教員）の承認、授業料を納付していること

【提出期限】退学する1か月前まで

(4) 転学

他の大学へ転学を希望する場合は、担任（指導教員）と十分相談した上で、受験前に転学願を学務課へ提出してください。転学が許可された際は、改めて担任（指導教員）および家族等と十分相談の上、退学願を学務課へ提出してください。

【必要書類】転学願

【必要事項】担任（指導教員）の承認、授業料を納付していること

【提出期限】他大学出願する前

14. 担任制

本学では、学生1人1人に対して責任を持って指導する「担任・副担任教員」が決められています。各担任教員については、新学期に行われるガイダンスの際に紹介されます。

担任教員は、学生の皆さんが、有意義な大学生活を行うための様々な指導を行うとともに、良き相談相手でもあります。学習面、生活面に関わらず、心配なことがある時は、担任教員を訪ねてください。もし、担任教員で解決できない問題がある場合には、その担任教員が責任を持って、適切な相談窓口への橋渡しを行います。卒業まで一貫して責任を持った支援体制が取られています。

15. オフィスアワー

オフィスアワーとは授業とは別に教員の研究室を訪ね、質問や相談等ができるよう設けられた時間帯です。オフィスアワーに設定している曜日・時間については、各教員の研究室のドアに掲示しています。

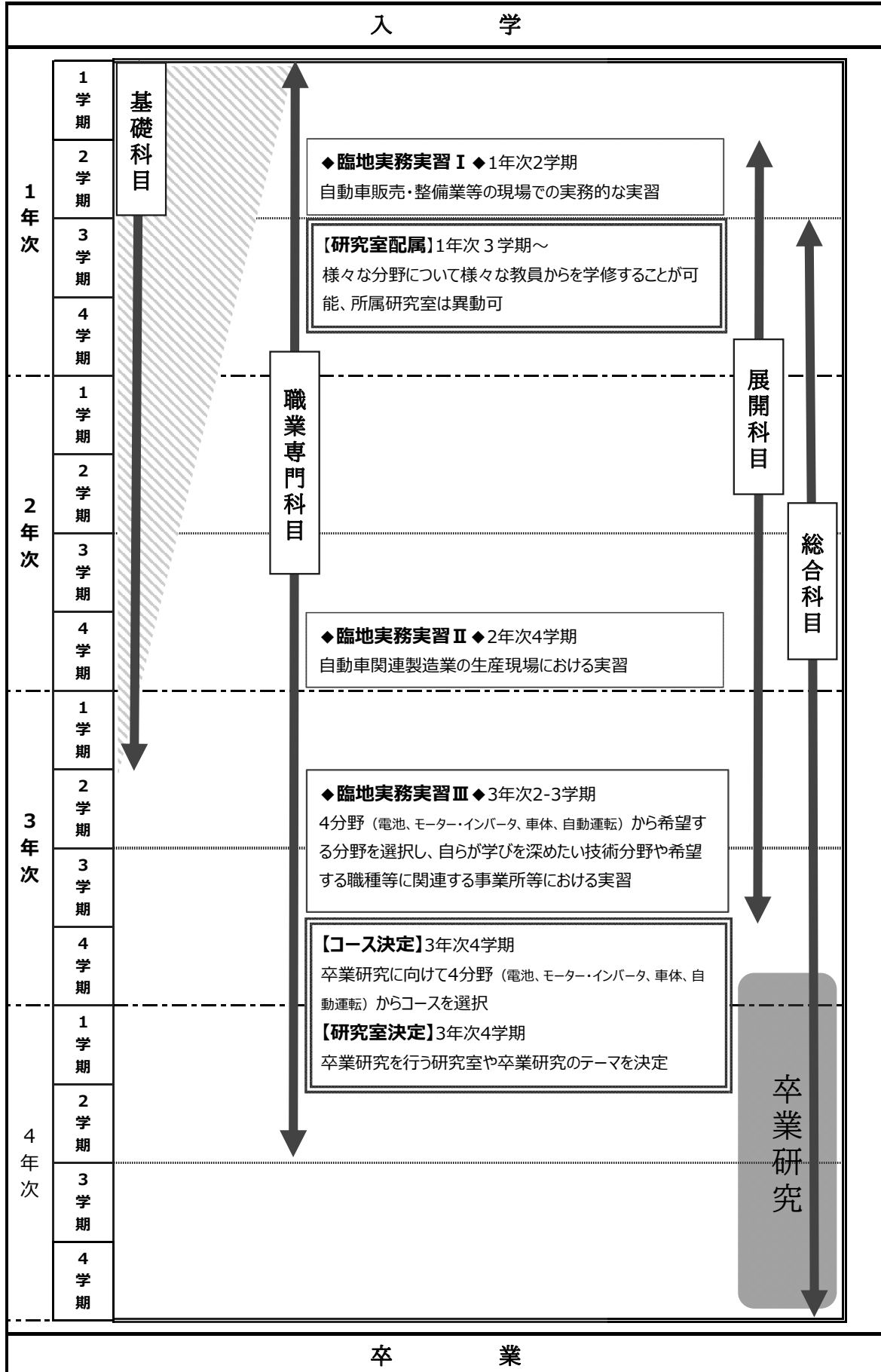
授業の内容、ゼミ・研究に関すること、学習方法やカリキュラムに関すること等相談したいことがあれば遠慮なく訪問し、活用してください。

なお、非常勤講師については、個別の研究室がありませんので授業前後の時間帯を利用して、相談等を行ってください。

Ⅱ．電気自動車システム工学科

履修心得

1. 電気自動車システム工学科卒業までの履修の流れ



2. 電気自動車システム工学科・コース

電気自動車システム工学科は、次の4つの専門分野に基づくコースがあります。

- 電池コース
- モーター・インバータコース
- 車体コース
- 自動運転コース

3年次4学期に各コースに配属します。配属されたコースによって履修が必要となる科目がありますので、履修する際は注意してください。

3. 卒業要件

本学を卒業するためには、4年以上(休学期間を除く)在学し、必修科目 92 単位、選択必修科目 8 単位以上を含む 128 単位以上を修得しなければなりません。また、以下に示す「(2)科目区分ごとの履修要件」を満たす必要があります。

(1) 卒業に必要な単位数

科目区分		卒業に必要な単位数
基礎科目		20 単位以上 (必修 18 単位を含む)
職業専門科目	工学基礎科目	80 単位以上 (必修 56 単位、選択必修 8 単位を含む)
	専門基礎科目	
	専門発展科目	
	専門選択科目	
	臨地実務実習	
展開科目		20 単位 (必修 10 単位を含む)
総合科目		8 単位
計		128 単位以上

(2) 科目区分ごとの履修要件

①基礎科目【20 単位以上】

必修科目 18 単位を含む 20 単位以上を修得すること。

②職業専門科目【80 単位以上】

必修科目 56 単位、選択必修科目 8 単位を含む 80 単位以上を修得すること。

選択必修科目は、次のとおり指定します。(別表 1 を参照)

•専門基礎科目：電池システム実習 I、モーター・インバータシステム実習 I、車体システム基礎実習、自動運転システム実習 I から **2 単位以上**

※ここで選択した科目は、3年次4学期に履修する専門発展科目の履修において、コース決定や研究室決定に影響するので注意すること。

●専門発展科目：各コースが指定する **4 単位**

別表 1：職業専門科目における選択必修科目

コース	専門基礎科目	専門発展科目
電池コース	電池システム実習 I (2 単位)	電池化学応用 (2 単位) 電池システム実習 II (2 単位)
モーター・インバータコース	モーター・インバータシステム実習 I (2 単位)	パワーエレクトロニクス (2 単位) モーター・インバータシステム実習 II (2 単位)
車体コース	車体システム基礎実習 (2 単位)	車体構造学 (2 単位) 車体システム解析実習 I (2 単位)
自動運転コース	自動運転システム実習 I (2 単位)	自動運転におけるセンシング技術 (2 単位) 自動運転システム実習 II (2 単位)

●専門選択科目：次の科目群から自身のキャリアプランに応じて **2 単位以上** (別表 2 を参照)

別表 2：専門選択科目における選択必修科目

車体・部材の材料系	金属材料工学 (2 単位)、高分子工学 (2 単位)
工業デザイン系	ジョルジェット・ジウジアーロの工業デザイン論 (2 単位)、モビリティデザイン論 (2 単位)
自動車システム・環境系	MaaS を想定した交通政策 (2 単位)、5G の科学 (2 単位)
権利・品質系	知的財産権概論 (2 単位)、品質管理 (2 単位)
サービス系	サービス工学 (2 単位)、電動モビリティを想定したサービス論 (2 単位)

③展開科目【**20 単位以上**】

必修科目 10 単位を含む 20 単位以上を修得すること。

④総合科目【**8 単位**】

必修科目 8 単位すべて修得すること。

⑤その他の要件

- 実験・実習科目から 40 単位以上 (臨地実務実習 I ~ III を含む。) を修得すること。特例として、「電気自動車システム開発演習」を実験・実習科目に含めることができる。
- 必要単位数を超えて修得した選択必修科目は、選択科目の単位として振り替えることができ、卒業に必要な単位数に含めることができる。

4. 電気自動車システム工学科授業科目及び単位数表

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	必修 (○)	選択 (空欄)	単位数	対象学年・開講学期																担当教員
							1年次				2年次				3年次				4年次				
							1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期	
基礎科目	基礎	物理学Ⅰ	講義	○		2	○													飯倉			
		化学基礎	講義	○		2	○														中島		
		微分積分学	講義	○		2	○														飯倉		
		線形代数学	講義	○		2	○														飯倉		
		環境エネルギー論	講義	○		2	○														川端		
		物理学Ⅱ	講義	○		2		○													新井		
		コース理解入門	講義			2		○													唐鎌		
		物理学Ⅲ	講義			2			○												飯倉		
		欧州アート・デザイン論	講義			2			○												越湖、ジウジア-ロ		
		人間工学入門	講義			2			○												赤間		
		社会と科学論	講義			2			○												電気自動車システム工学科教員		
		数理統計学	講義	○		2				○											白田		
		データ分析	講義	○		2				○											白田		
		グローバル社会理解Ⅰ	講義			2					○										唐鎌		
		グローバル社会理解Ⅱ	講義			2					○										高村		
		AI基礎	講義	○		2						○									白田		
工学基礎	工学基礎	ものづくり基礎実習	実習	○		2	○													熊谷、柳原、千明			
		設計製図実習	実習	○		2	○													澤瀬、三浦、大久保			
		電気回路学	講義	○		2		○												高橋(久)、千明			
		計測工学	講義			2		○													尾形		
		機械基礎Ⅰ	講義	○		2			○											澤瀬、三浦			
		コンピュータ概論	講義	○		2			○												飯倉、千明		
		電子回路工学	講義			2			○												高橋(久)、千明		
		機械基礎Ⅱ	講義			2				○											大崎		
		情報理論	講義			2				○											白田		
		技術者倫理	講義	○		2				○											中島		
		プログラミング実習	実習	○		2					○										白田、城ヶ崎		
		工業数学	講義			2					○										飯倉		
		情報工学	講義			2							○								白田		
		材料工学	講義			2							○								川端		
		振動工学	講義			2							○								尾形		
		職業専門科目	専門基礎	自動車工学基礎実習	実習	○		2	○													澤瀬、三浦、小松	
次世代モビリティ論	講義			○		2			○												川端		
センサー工学	講義					2				○											尾形		
自動車工学	講義			○		2				○											澤瀬		
電気自動車構造解析実習	実習			○		2					○										吉武、大崎		
電気機械工学基礎実験	実験			○		2				○											高橋(久)、千明		
自動車通信工学	講義					2					○										城ヶ崎		
3DCAD演習	演習					1					○										大久保		
電池システム基礎	講義			○		2					○										吉武、金子		
モーター・インバータシステム基礎	講義			○		2					○										新井		
車体システム基礎	講義			○		2					○										大崎、江本		
自動運転システム基礎	講義			○		2					○										古川		
超小型モビリティ開発	講義					2						○									電気自動車システム工学科教員		
問題解決法	講義					2						○										川端	
電池システム実習Ⅰ	実習			○		2						○									吉武、松尾		
モーター・インバータシステム実習Ⅰ	実習			○		2						○									柳原、内山、千明		
車体システム基礎実習	実習	○		2						○									新井、熊谷、小松				
自動運転システム実習Ⅰ	実習	○		2						○									古川、大前、橋本				
電子制御工学	講義	○		2							○								高橋(久)、尾形				
モデルベース開発Ⅰ	講義			2							○								尾形				

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	必修 [○] 選択 [◎] 修 [○]	単位 数	対象学年・開講学期																担当教員
						1年次				2年次				3年次				4年次				
						1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	
職業専門科目	専門発展	電池システム設計・試験法基礎	講義		2																吉武	
		電池化学応用	講義	○	2																	中島、金子
		電池システム実習Ⅱ	実習	○	2																	松尾、牛田、金子
		駆動システム設計製造試験法	講義		2																	尾形
		パワーエレクトロニクス	講義	○	2																	新井
		モーター・インバータシステム実習Ⅱ	実習	○	2																	柳原、内山、千明
		車体構造学	講義	○	2																	大崎
		車体システム設計製造試験法	講義		2																	熊谷、小松、江本
		車体システム解析実習Ⅰ	実習	○	2																	熊谷、大崎
		自動運転におけるセンシング技術	講義	○	2																	古川、大前
		自動運転のための制御技術	講義		2																	古川、大前
		自動運転システム実習Ⅱ	実習	○	2																	古川、大前、橋本
		電池システム実習Ⅲ	実習		2																	松尾、牛田、金子
		モーター・インバータシステム実習Ⅲ	実習		2																	柳原、内山、千明
	車体システム解析実習Ⅱ	実習		2																	熊谷、大崎	
	自動運転システム実習Ⅲ	実習		2																	古川、大前、橋本	
	電気自動車システム開発演習	演習	◎	2																	尾形、内山	
	モデルベース開発Ⅱ	講義	○	2																	近藤	
	専門選択	高分子工学	講義	○	2																	高村
		金属材料工学	講義	○	2																	小松
		知的財産権概論	講義	○	2																	岡田
		モビリティデザイン論	講義	○	2																	江本
		品質管理	講義	○	2																	大崎
5Gの科学		講義	○	2																	城ヶ崎	
MaaSを想定した交通政策論		講義	○	2																	福本	
ゾルジェット・ジウジャーロの工業デザイン論		講義	○	2																	越湖、ジウジャーロ	
サービス工学		講義	○	2																	川端	
電動モビリティを想定したサービス論		講義	○	2																	サイラッド、シエードリッヒ	
臨地実務	臨地実務実習Ⅰ	臨	◎	1				○													電気自動車システム工学科教員	
	臨地実務実習Ⅱ	臨	◎	9																	電気自動車システム工学科教員	
	臨地実務実習Ⅲ	臨	◎	10																	電気自動車システム工学科教員	
展開科目	文書表現法	講義	◎	2				○													清水、小野寺	
	プレゼンテーション基礎	講義		2					○												清水、小野寺	
	労使関係論	講義		2						○											音部	
	アイデア思考法	講義		2							○										江本	
	製造とデザインのためのビジネス論Ⅰ	講義	◎	2																	小口、小野寺	
	システム思考論	講義	◎	2																	狼	
	広報活動論	講義		2																	電気自動車システム工学科教員	
	英語プレゼンテーション基礎	講義		2																	清水、前田	
	製造業経営論	講義	◎	2																	高橋(良)	
	製品とその利用に関する起業化論	講義		2																	小口、小野寺	
	英語コミュニケーション	講義	◎	2																	前田	
	ビジネス英語	講義		2																	前田	
	科学技術政策	講義		2																	唐鎌	
	マネジメント論	講義		2																	高村	
製造とデザインのためのビジネス論Ⅱ	講義		2																	小口、小野寺		
総合科目	研究ゼミナールⅠ	演習	◎	1					○												電気自動車システム工学科教員	
	研究ゼミナールⅡ	演習	◎	1						○											電気自動車システム工学科教員	
	研究ゼミナールⅢ	演習	◎	1							○										電気自動車システム工学科教員	
	卒業研究Ⅰ	演習	◎	1																	電気自動車システム工学科教員	
	卒業研究Ⅱ	演習	◎	4																	電気自動車システム工学科教員	

5. カリキュラムマップ・ディプロマポリシー対応表・カリキュラムツリー

(1) カリキュラムマップ

1年				2年			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
基礎科目							
物理学Ⅰ	物理学Ⅱ	物理学Ⅲ	数理統計学	データ分析		グローバル社会 理解Ⅰ	
	化学基礎	欧州アート・デザイン論				グローバル社会 理解Ⅱ	
	微積分学	人間工学入門					
	線形代数学	社会と科学論					
環境エネルギー論	ニース理解入門						
工学基礎科目							
ものづくり基礎実習		機械基礎Ⅰ	機械基礎Ⅱ	技術者倫理			
設計製図実習		コンピュータ概論	情報理論	プログラミング実習			
	電気回路学	電子回路工学		工業数学			
	計測工学						
専門基礎科目							
自動車工学 基礎実習			次世代モビリティ論 センサー工学	自動車工学 電気自動車構造解析実習		電池システム実習Ⅰ	臨地実務実習 臨地実務実習Ⅱ
				自動車通信工学	電池システム基礎	モーター・インバータ システム実習Ⅰ	
				電気機械工学 基礎実験	モーター・インバータ システム基礎	車体システム基礎 実習	
				3DCAD演習	車体システム基礎	自動運転システム 実習Ⅰ	
	臨地実務実習 臨地実務実習Ⅰ				自動運転システム基礎	超小型モビリティ開発	
展開科目							
	文章表現法	プレゼンテーション 基礎 労使関係論	アイデア思考法	製造とデザインの ためのビジネス論Ⅰ	システム思考論 広報活動論	英語プレゼンテーション 基礎 英語コミュニケーション 製造業経営論 製品とその利用に関 する起業化論	
総合科目							
		研究ゼミナールⅠ		研究ゼミナールⅡ		研究ゼミナールⅢ	
3年				4年			
1学期	2学期	3学期	4学期	1学期	2学期	3学期	4学期
基礎科目							
AI基礎			4つの分野から選択 電池 電池化学応用 電池システム設計・試験 法基礎 電池システム実習Ⅲ	電池システム 実習Ⅲ	電気自動車 システム開発演習		
工学基礎科目							
情報工学			モーター・インバータ パワーエレクトロニクス 駆動システム設計製造 試験法 モーター・インバータシス テム実習Ⅱ	モーターインバータシス テム実習Ⅲ	モデルベース開発Ⅱ		
振動工学			車体 車体構造学 車体システム設計製造 試験法 車体システム解析実習 Ⅰ	車体システム解析実 習Ⅱ			
材料工学			自動運転 自動運転におけるセンシ ング技術 自動運転のための制御 技術 自動運転システム実習 Ⅱ	自動運転システム 実習Ⅲ			
専門基礎科目							
電子制御工学							
モデルベース開発							
専門選択科目							
高分子工学	金属材料工学	モビリティデザイン論		MaaSを想定した 交 通政策論	サービス工学		
	知的財産権概論	品質管理		ジョルジェット・ジウジア の工業デザイン論	電動モビリティを 想定したサービス論		
		臨地実務実習		5Gの科学			
		臨地実務実習Ⅲ					
展開科目							
ビジネス英語	科学技術政策	マネジメント論					
		製造とデザイン のためのビジネス論Ⅱ					
総合科目							
研究ゼミナールⅢ			卒業研究Ⅰ		卒業研究Ⅱ		

(2) ディプロマポリシー対応表

電気自動車システム工学科ディプロマポリシー

<p>DP1 職業的自立を図るための能力</p>	<p>DP1-1 社会の大きな変化を当事者としてとらえ、物事を論理的・科学的に捉えて対応できるようになる。</p> <p>DP1-2 ニーズを起点とした設計・開発を進められるようにするため、地球規模から地域規模まで社会ニーズの考え方、あるいは電気自動車システムの利用者ニーズの考え方を理解できるようになる。</p> <p>DP1-3 リテラシー水準のデータ分析・AI活用技法等を理解している。</p>
<p>DP2 電気自動車システム分野の設計者に必要な専門的な能力</p>	<p>DP2-1 電気自動車システム開発の背景にある専門分野の学問体系と、工学の基本的現象を理解したうえで、ものづくりの基本的技法・技術者としての倫理観を身につけている。</p> <p>DP2-2 電気自動車システム全体および構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)やシミュレーションを用いた開発手法の基礎的・俯瞰的な理解を有している。</p> <p>DP2-3 電気自動車システムの構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)いずれかに深化した専門的な理解を有し、シミュレーションを用いた開発手法を駆使するなどして、解決法等を主体的に提案できる知識・スキルを身につけている。</p> <p>DP2-4 自らのキャリアプランに応じて、以下のいずれかについて知識を身につけている。</p> <p>①車体軽量化に必要な車体・部材の多くに用いられている金属材料やプラスチック等の材料特性に関する知識</p> <p>②工業デザインの原則や効率化手法・意匠を踏まえた開発を実現する知識</p> <p>③電気自動車システムの利用法やその背景にある通信環境等を踏まえた開発を実現する知識</p> <p>④権利や品質の観点から踏まえた適切な開発を実現する知識</p> <p>⑤電動モビリティシステムにかかる新たなサービスの開発を実現する知識</p> <p>DP2-5 企業の現場での実務的な実習を通して、社会ニーズ・利用者ニーズの理解を深め、自らが将来開発する製品への責任を意識でき、技術開発、製品開発、問題発見・分析・解決策立案に必要な創造力・実践力を身につけている。</p> <p>DP2-6 電気自動車システム全体および構成要素(電池、モーター・インバータ、車体、自動運転)、周辺領域の知識・スキルを有機的に融合し、電気自動車システムに係る総合的な知識・スキルを身につけている。</p>
<p>DP3 電気自動車システム分野に関連する応用的・創造的な能力</p>	<p>DP3-1 グローバル産業において適切なコミュニケーションを実現するための知識・スキルを身につけている。</p> <p>DP3-2 専門職業人としてキャリアの中で、これまでに無い新たな製品や新たなサービスを開発するためのビジネス関連の知識・スキルとして、以下それぞれの内容を身につけている。</p> <p>①創造的・俯瞰的な思考力を理解し、新たな企画案を新規構築できる。</p> <p>②製造業という業態の特性や密接に関連する科学技術政策を理解できる。</p> <p>③電気自動車システムの特性を活かした新たなビジネスを創出し、また世の中に広く取組内容を発信することができる。</p>
<p>DP4 電気自動車システム分野の設計者としての総合力</p>	<p>DP4-1 主体的に課題に取り組む姿勢、身につけた知識・スキルを統合する方法、研究課題の設定や研究計画の立案方法を身につけている。</p> <p>DP4-2 電気自動車システム分野の設計者としての実践的かつ応用的な能力を身につけている。</p>

電気自動車システム工学科ディプロマポリシーとの対応一覧表

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	必修(○) 選択(●) 空欄()	単位数	ディプロマポリシー														
						DP1			DP2						DP3		DP4			
						1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2		
基礎科目	基礎	物理学Ⅰ	講義	◎	2	●														
		化学基礎	講義	◎	2	●														
		微分積分学	講義	◎	2	●														
		線形代数学	講義	◎	2	●														
		環境エネルギー論	講義	◎	2		●													
		物理学Ⅱ	講義	◎	2	●														
		二一理解入門	講義		2		●													
		物理学Ⅲ	講義		2	●														
		欧州アート・デザイン論	講義		2	●														
		人間工学入門	講義		2		●													
		社会と科学論	講義		2		●													
		数理統計学	講義	◎	2			●												
		データ分析	講義	◎	2			●												
		グローバル社会理解Ⅰ	講義		2		●													
		グローバル社会理解Ⅱ	講義		2		●													
		AI基礎	講義	◎	2			●												
		職業専門科目	工学基礎	ものづくり基礎実習	実習	◎	2				●									
設計製図実習	実習			◎	2				●											
電気回路学	講義			◎	2				●											
計測工学	講義				2				●											
機械基礎Ⅰ	講義			◎	2				●											
コンピュータ概論	講義			◎	2				●											
電子回路工学	講義				2				●											
機械基礎Ⅱ	講義				2				●											
情報理論	講義				2				●											
技術者倫理	講義			◎	2				●											
プログラミング実習	実習		◎	2				●												
工業数学	講義			2				●												
情報工学	講義			2				●												
材料工学	講義			2				●												
振動工学	講義			2				●												
専門基礎	自動車工学基礎実習		実習	◎	2					●										
	次世代モビリティ論		講義	◎	2					●										
	センサー工学		講義		2					●										
	自動車工学		講義	◎	2					●										
	電気自動車構造解析実習		実習	◎	2					●										
	電気機械工学基礎実験	実験	◎	2					●											
	自動車通信工学	講義		2					●											
	3DCAD演習	演習		1					●											
	電池システム基礎	講義	◎	2					●											
	モーター・インバータシステム基礎	講義	◎	2					●											
車体システム基礎	講義	◎	2					●												
自動運転システム基礎	講義	◎	2					●												
超小型モビリティ開発	講義		2					●												
問題解決法	講義		2					●												
電池システム実習Ⅰ	実習	○	2					●												
モーター・インバータシステム実習Ⅰ	実習	○	2					●												
車体システム基礎実習	実習	○	2					●												
自動運転システム実習Ⅰ	実習	○	2					●												
電子制御工学	講義	◎	2					●												
モデルベース開発Ⅰ	講義		2					●												

科目区分	科目区分細目	科目名	形態	選択(○) / 必修(●) / 選択(○) / 必修(●)	単位数	ディプロマポリシー													
						DP1			DP2						DP3		DP4		
						1	2	3	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	
職業専門科目	専門発展	電池システム設計・試験法基礎	講義		2						●								
		電池化学応用	講義	○	2						●								
		電池システム実習Ⅱ	実習	○	2						●								
		駆動システム設計製造試験法	講義		2						●								
		パワーエレクトロニクス	講義	○	2						●								
		モーター・インバータシステム実習Ⅱ	実習	○	2						●								
		車体構造学	講義	○	2						●								
		車体システム設計製造試験法	講義		2						●								
		車体システム解析実習Ⅰ	実習	○	2						●								
		自動運転におけるセンシング技術	講義	○	2						●								
		自動運転のための制御技術	講義		2						●								
		自動運転システム実習Ⅱ	実習	○	2						●								
		電池システム実習Ⅲ	実習		2						●								
		モーター・インバータシステム実習Ⅲ	実習		2						●								
		車体システム解析実習Ⅱ	実習		2						●								
		自動運転システム実習Ⅲ	実習		2						●								
		電気自動車システム開発演習	演習	◎	2							●							
	モデルベース開発Ⅱ	講義	○	2						●									
	専門選択	高分子工学	講義	○	2						●								
		金属材料工学	講義	○	2						●								
		知的財産権概論	講義	○	2						●								
		モビリティデザイン論	講義	○	2						●								
		品質管理	講義	○	2						●								
		5Gの科学	講義	○	2						●								
		MaaSを想定した交通政策論	講義	○	2						●								
		ジョルジェット・ジウジアーロの工業デザイン論	講義	○	2						●								
		サービス工学	講義	○	2						●								
		電動モビリティを想定したサービス論	講義	○	2						●								
	臨地実務	臨地実務実習Ⅰ	臨	◎	1							●							
		臨地実務実習Ⅱ	臨	◎	9							●							
臨地実務実習Ⅲ		臨	◎	10							●								
展開科目	文書表現法	講義	◎	2								●							
	プレゼンテーション基礎	講義		2								●							
	労使関係論	講義		2									●						
	アイデア思考法	講義		2										●					
	製造とデザインのためのビジネス論Ⅰ	講義	◎	2											●				
	システム思考論	講義	◎	2												●			
	広報活動論	講義		2												●			
	英語プレゼンテーション基礎	講義		2									●						
	製造業経営論	講義	◎	2													●		
	製品とその利用に関する起業化論	講義		2													●		
	英語コミュニケーション	講義	◎	2										●					
	ビジネス英語	講義		2										●					
	科学技術政策	講義		2											●				
	マネジメント論	講義		2												●			
	製造とデザインのためのビジネス論Ⅱ	講義		2													●		
総合科目	研究ゼミナールⅠ	演習	◎	1													●		
	研究ゼミナールⅡ	演習	◎	1													●		
	研究ゼミナールⅢ	演習	◎	1													●		
	卒業研究Ⅰ	演習	◎	1														●	
	卒業研究Ⅱ	演習	◎	4														●	

(3) カリキュラムツリー

	1年1学期	1年2学期	1年3学期	2年1学期	2年2学期	2年3学期	2年4学期	3年1学期	3年2学期	3年3学期	3年4学期	4年1学期	4年2学期	4年3学期	4年4学期	
DP1 職業的自立を図るための能力	基礎科目：STEAMの基礎となる科目 物理学Ⅰ 物理学Ⅱ 物理学Ⅲ 化学基礎 微分積分学 線形代数学 欧州アート・デザイン論	基礎科目：社会ニースの理解に関する科目 環境エネルギー論 ニース理解入門 人間工学入門 社会と科学論	基礎科目：データ分析・AI活用技法の理解と技能の習得 数理統計学 データ分析	A.基礎												
DP2 電気自動車システム設計者に必要な専門的な能力	工学基礎科目：専門分野の学問体系と工学の基本的な現象の理解 機械基礎Ⅰ コンピュータ概論 電子回路工学 ものづくり基礎実習 設計概論実習 電気回路学 計測工学 技術者倫理 プログラミング実習 工業数学	専門基礎科目：電動車両システム全体および構成要素の基本的・俯瞰的理解 次世代バッテリー論 自動車工学 電気自動車構造解析実習 センサー工学 電気システム基礎 電池システム基礎 電気制御工学 基礎実験 3DCAD演習 自動車通信工学 モーター・インバータシステム基礎 システム基礎 車体システム基礎 自動運転システム実習Ⅰ 起小車モビリティ開発 自動運転システム基礎 問題解決法	情報工学 材料工学 振動工学	電子制御工学 モラルベース実習Ⅰ												
DP3 電気自動車システム分野に固有の創造的な能力	展開科目：コミュニケーションに関する科目 文章表現法 プレゼンテーション基礎	展開科目：専門職人としてキャリアの中で、新たな製品や新たなサービスを開発するためのビジネス関連の知識・スキルに関する科目 アイデア思考法 方便関係論 英語 英語 英語 コミュニケーション スラッシュ思考論 就職面接実習 製品その利用に関するビジネス論	英語プレゼンテーション基礎 英語 コミュニケーション	ビジネス英語												
DP4 電気自動車システム分野の設計者としての協働能力	総合科目：主体性・知識やスキルの統合・研究課題の設定や研究計画の立案方法を身に付ける科目 研究ゼミナールⅠ 研究ゼミナールⅡ 研究ゼミナールⅢ	総合科目：電気自動車システム分野の設計者としての実践・応用力を身に付ける科目 卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ	配地実務実習Ⅰ 配地実務実習Ⅱ	配地実務実習Ⅲ												

必修
選択必修
選択

Ⅲ. 学生生活案内

1. 学生対応の窓口と取扱時間

ここでは、学生生活に関わる主な窓口を紹介します。必要に応じて、下記の担当窓口にお問合せください。

(1) 事務窓口受付時間等

事務窓口受付時間	土日祝日、年末年始、一斉休業日を除く平日 8：30～17：00 ※入試など特別な事情で窓口を閉める場合があります。
----------	---

(2) 各担当窓口

学務課	
係名	主な業務内容
教務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業、成績、履修に関する事 2. 入学、卒業、休学、復学、退学等に関する事 3. 各種証明書に関する事 4. 学生証、学籍に関する事 5. 研究生、科目等履修生、聴講生に関する事 6. 入試に関する事 7. 教育相談に関する事 8. 臨地実務実習に関する事
学生支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課外活動及びその施設利用に関する事 2. 通学に関する事 3. 遺失物、拾得物に関する事 4. 事故、盗難に関する事 5. 奨学金に関する事 6. 授業料徴収猶予に関する事 7. 学生の賞罰に関する事 8. 留学生に関する事 9. 日本人学生の海外派遣に関する事 10. 就職ガイダンス、就職情報提供、就職相談、インターンシップに関する事 11. その他学生相談に関する事
学生支援係 保健管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康診断 2. 健康相談・カウンセリングに関する事 3. 応急処置 4. 健康診断証明書の発行 5. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険に関する事

総務課	
係名	主な業務内容
経理係	1.授業料に関すること 2.授業料、検定料等を納入する窓口 3.通学・駐車許可に関すること

(3) 学生生活において必要な手続き

以下の事由が発生したときは、速やかに必要書類を担当の窓口へ提出し、手続きを行ってください。書類の中には、認印を必要とするものや添付書類を必要とするものがあります。窓口へ提出しただけではその内容が認められるとは限らないものもありますので、注意してください。

名称	提出が必要なとき	取扱窓口	備考
休学願	休学しようとするとき	教務係	保証人の認印も必要
休学延長願	休学の期間を延長するとき		保証人の認印も必要
復学願	休学事由が解消したとき		保証人の認印も必要
退学願	退学しようとするとき		保証人の認印も必要
転学願	転学しようとするとき		保証人の認印も必要
追試験願	追試験を申請するとき		証明する書類が必要
学校感染症罹患・治癒証明書	学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症に罹患・治癒した場合		医師の記入、押印が必要
証明書発行願	証明書発行を依頼するとき		即時発行ができないため、余裕をもって申請すること
学生証再交付願	紛失や破損したとき		再交付手数料 2,000 円
学籍変更届	住所変更や改名、その他学籍に変更が生じたとき		
海外渡航届	海外に渡航するとき	学生支援係	海外旅行者傷害保険の加入が必要
学生教育研究災害傷害保険金請求書	保険金を請求するとき		保険金請求書類には、領収書や大学による証明が必要
学研災付帯賠償責任保険金請求書			

入構願	休日に入構するとき	学生支援係	前日の 17 時まで
物品借用願	必要が生じたとき		貸出品を借りる 3 日前まで
施設使用願	必要が生じたとき		施設を使用する 3 日前まで
掲示許可願	掲示を依頼するとき		
課外活動届（学内）	学内で集会等を行うとき		活動を行う日の前日まで
課外活動届（学外）	学外で試合や合宿等を行うとき		活動を行う日の 7 日前まで
サークル・同好会結成届	サークル・同好会を結成したとき		
拾得物届出	落とし物を拾ったとき		
事故報告届	事件事故に遭遇したとき		

（４）各種証明書について

本学では、在学生に対して、以下の証明書を発行しています。証明書が必要な場合は、学務課で申請手続きを行ってください。申請した証明書は、発行までに数日かかります。土日祝日や年末年始等は事務室が閉室となるため、翌開室日の発行となります。

証明書発行についての詳細は、掲示板や本学のホームページで確認してください。

証明書の種類	発行に要する日数 (申請受理日の翌日から起算した日数)	取扱窓口
通学証明書	3 日	学生支援係
学割証	3 日	
在学証明書	3 日	教務係
在籍証明書	3 日	
卒業見込証明書	3 日	
卒業証明書	3 日	
成績証明書	3 日	
単位修得証明書	3 日	
その他の学力に関する証明書	3 日	
健康診断証明書	7 日	保健管理室

2. その他の手続等

(1) 自動車・バイクによる通学について

本学の地理的状況等を考慮して以下の許可条件を満たす場合には学生の自動車通学を認めます。

なお、自動車とバイク（任意保険加入車に限る）による通学は、通学・駐車許可申請により許可が必要となりますので総務課総務係に申請してください。

許可条件：① 住居から大学までの距離が2 km以上であること。

② その他自動車通学が相当と学長が認めた事由であること。

(2) 掲示板・メール

皆さんへの通知、呼出し等や各種お知らせは、主に掲示板や大学からのメール通知によって行われますので、掲示板やメールは毎日確認する習慣をつけ、重要な連絡を見逃して自己に不利益な結果を招くことのないよう心がけてください。

掲示板は、教育棟事務局入口隣に設置してあります。

(3) 掲示・ポスター等

掲示やポスター等は、事前に学務課学生支援係に届け出て許可を受けた後、学生用掲示板に掲示することが可能です。それ以外の場所には掲示してはいけません。また、期限を過ぎたものは速やかに取り除いてください。

(4) 交通事故等について

若者が当事者となった交通事故が毎年多数発生しており、特に死亡事故等の悲惨な人身事故も毎年数件発生しています。ひとたび事故が起こると、学業への支障ばかりでなく精神的・経済的にも多大な負担が生じます。

自動車やバイク等を運転する際は、自己本位の姿勢は捨て交通ルールを厳守するとともに、無謀な運転は厳に慎み、安全運転を心がけてください。万が一交通事故の当事者となった場合は、被害者側、加害者側の如何にかかわらず、直ちに事故報告届を学務課学生支援係に提出してください。帰省先等で発生した事故についても同様に提出してください。

また、日頃の学生生活において、警察に検挙（交通法規違反等を含む）された場合は、速やかに学務課学生支援係に連絡をしてください。

3. 学納金

(1) 年間納入額

令和6年度の学納金については、下記のとおりです。

初年度（令和6年度） (単位/円)

	授業料	実験実習費	施設費	合計
1-2 学期 (4/1~10/2)	430,000 円	150,000 円	90,000 円	670,000 円
3-4 学期 (10/3~3/31)	430,000 円	150,000 円	90,000 円	670,000 円

(年額 1,340,000 円)

(2) 納付方法

次の2通りの支払方法があります。

(推奨) 口座振替方式	本学指定の金融機関（ゆうちょ銀行）預貯金口座による自動引落 (手数料 10 円が納入金に加算されて引落としとなります)
振込方式	本学の口座へのお振込（手数料自己負担）

・上記の方法により難しい場合は、総務課経理係窓口にて現金で納入願います。

【口座引落日】

	口座引落日 (口座振替方式)	納入期限 (振込方式、現金納入)
1-2 学期納入分 (4月~9月)	5月27日	5月末日
3-4 学期納入分 (10月~3月)	11月27日	11月末日

・振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

・引落日の前日までに指定預貯金口座へ授業料を入金願います。

【その他】

・学納金の改訂が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用されます。

・休学を願い出る等の特別な事由がある場合は、金融機関へ通知する必要がありますので早めに申し出てください。

・期限までに納入できない場合は、事前に総務課経理係に「学納金延納願」を提出し、許可を得なければなりません。ただし、納入期限延納の最長期限は、所定の納入期限の翌月末を超えない範囲です。

・督促を受けてもなお授業料を納付しない場合は、除籍となる場合がありますのでご注意ください。

4. 奨学金

奨学金についての相談窓口は学務課学生支援係です。

奨学金には給付型と貸与型があり、給付型は返済の必要がありませんが、貸与型は返済しなければなりません。それぞれの奨学金には学力や家計の経済状況などの出願資格や選考基準、出願期間があります。また、大学を経由して出願するものと本人が直接出願するものがあります。

主な奨学金の概要は次のとおりです。

(1) 給付奨学金・授業料等の減免【高等教育の修学支援新制度】

本学は「高等教育の修学支援新制度」の対象校です。この制度は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学及び継続を断念することのないよう、日本学生支援機構による奨学金の給付（給付奨学金）と、文部科学省による授業料の減免等が両方セットで受けられるものです。

対象は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生です。採用には審査があり、世帯収入や学業の基準により支援区分が決定します。

申込みは大学を経由して行います。募集時期になりましたら申込み希望者を対象とした説明会を実施しますので、掲示を確認するようにしてください。

(2) 日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学生

日本学生支援機構の貸与奨学金は、国の育英奨学事業として、奨学生（卒業生）の返還金で運用されている貸与奨学制度です。卒業後、返済の義務があります。

無利子貸与奨学金（第一奨学金）と有利子貸与奨学金（第二奨学金）があり、採用には審査があります。

申込みは大学を経由して行います。募集時期になりましたら申込み希望者を対象とした説明会を実施しますので、掲示を確認するようにしてください。

(3) 日本学生支援機構（JASSO）家計急変採用 給付奨学金

家計を支えている者が、失業（自己都合除く）・破産・会社の倒産・病気・死亡または火災・風水害による被災などにより家計が急変した場合に申し込むことができる奨学金です。出願資格、選考基準がありますので、家計急変後、早めに学務課学生支援係に相談してください。

(4) その他奨学金

地方公共団体や民間団体等の奨学金があります。本学に募集案内が来たものについては、掲示等でお知らせします。

5. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

正課中、通学途中、課外活動中や大学行事中に発生した不慮の事故により、学生が被った身体の傷害に対する補償です。本学では全員が加入します。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

学生が他人にケガを負わせたり、他人の物を壊す等で損害賠償責任が発生した場合に対する補償です。本学では全員が加入します。

6. 健康管理・学生相談

本学では、学生が健康で豊かな学生生活を築いていただけるよう、健康維持と増進の支援を務めています。

(1) 保健管理室

保健管理室では、急病やケガ等の応急処置、学生の健康管理、その他健康に関する情報提供や全学年を対象とした定期健康診断の実施を行っています。また、開室中であればいつでも病気や身体的な悩みについての健康相談を行っています。

【開室時間】9：00～17:00（平日のみ）

(2) 定期健康診断

学生の定期健康診断は、学校保健安全法に基づき毎年4月に行い、注意を要するものについては精密検査を実施し、療養に関する注意や適切な助言指導を行っています。健康は、自分で作り出すものであるという認識にたつて、病気の予防、早期発見のために、必ず健康診断を受診してください。

また、就職や進学等の為に必要な健康診断証明書は定期健康診断を受診しないと発行ができません。

(3) 飲酒について

アルコールの多量飲酒や未成年飲酒は、臓器障害やアルコール依存症、更には暴力や飲酒運転にもつながりかねません。本人のみならず、家族や大学にも深刻な事態をもたらしますので、お酒にまつわるさまざまな問題をきちんと理解してください。

(4) 学生相談

本学では、学生の心の悩み、修学上の悩み、ハラスメントの防止や問題解決のために気軽に相談してもらうことを目的に学生相談窓口を設けております。相談内容の秘密は厳守されます。一人で悩まずに問題解決の第一歩として是非利用してください。

【学生相談窓口】学務課学生支援係 9:00～17:00（平日のみ）

お気軽にお尋ねください。

7. 図書館

教育棟内に図書館が設けられています。貸出しを希望する場合は、学生証を提示して利用してください。なお、貸出手続をせずに持ち出すことは懲戒処分の対象となりますので絶対にしないでください。

【貸出利用時間】9:00～17:00（平日のみ）

8. 就職支援

本学では、学生の多様な進路に対応し、卒業後までを見通した的確なキャリア・サポートを目指しています。入学後早い段階から卒業後の進路を見据え、企業インターンシップやキャリア相談を行います。企業での経験

豊富な教員にいつでも相談することができます。学生全員が「納得のできる進路選択」を目指して体系的に支援しています。

【就職相談窓口】学務課学生支援係 9:00～17:00（平日のみ）

9.その他

（1）課外活動

本学では、正課のほかに学生の人格を高め情操豊かな社会人を育成するため、各種の運動部、文化部、研究会、サークル等の結成を奨励しています。進んで課外活動に参加し、課外活動を通して、各自の自主的創造的能力を発揮して、社会性(規律遵守、責任感、指導力と協調性、礼儀、奉仕の精神)をもった教養豊かな人となることを希望します。なお、課外活動を行うに当たっては、正課の妨げにならない範囲で、常に規律正しく、責任ある行動をしなければなりません。

（2）アルバイトについて

学業と両立できることを条件に、アルバイト求人があった際は、学務課学生支援係で掲示により周知し紹介を行っています。

（3）学生生活のマナーと安全

①大学構内での火気の取扱い・喫煙について

大学構内で学生が許可なく火気を使用することは禁止しています。屋内外問わず焚火やバーベキュー等を行うことはできません。また、タバコは決められた場所でのみ喫煙し、他の人への迷惑にならないようルールを守ってください。火災や不審な状況を発見した際は、直ちに事務局又は教職員に連絡をしてください。

- ・火災防止については特に注意を払い、人的災害の起こらぬよう心がけてください。
- ・指定した場所以外では喫煙しないでください。
- ・実習、実験等で火気を使用する場合は、その取扱い及び後始末は特に注意してください。

②拾得物

大学内において、落とし物を拾得したときは、速やかに学務課学生支援係へ届け出てください。

③盗難の予防

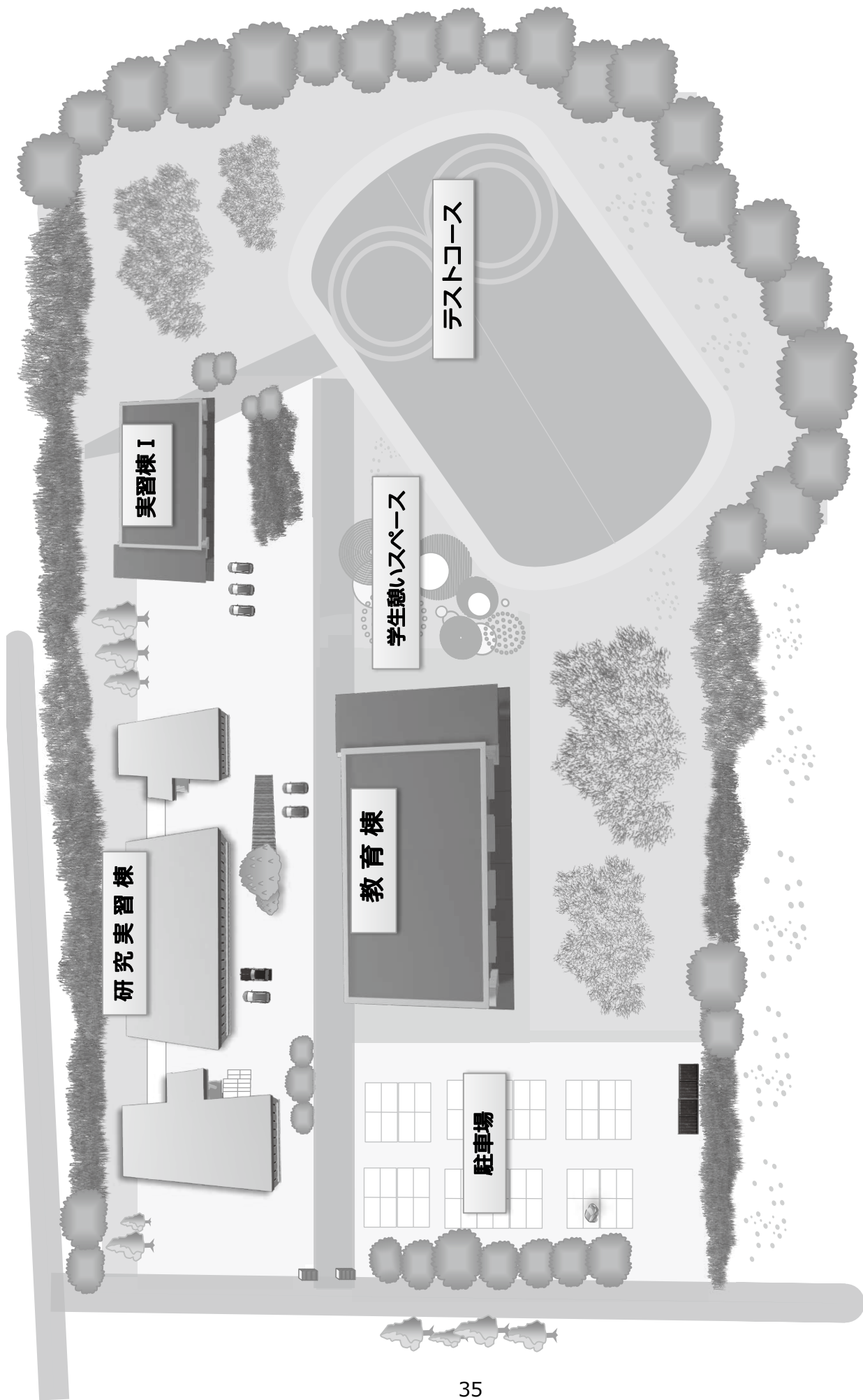
盗難予防には特に留意して、教室、実験室、研究室、課外活動共用施設等において被害のないよう、また、自転車等にも鍵をかけ忘れないよう十分気をつけてください。

（4）緊急時の連絡について

地震、風水害、火災等の災害に被災したときは、速やかに身の安全を確保するとともに、自身の安否状況について速やかに学務課学生支援係へ連絡してください。

緊急時連絡先

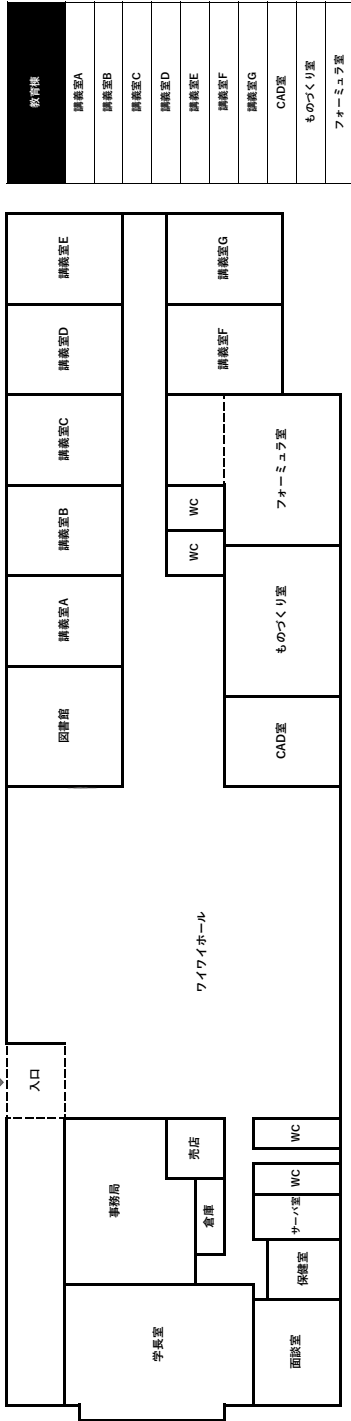
学務課学生支援係 電話:0238-88-7377



キャンパスMAP

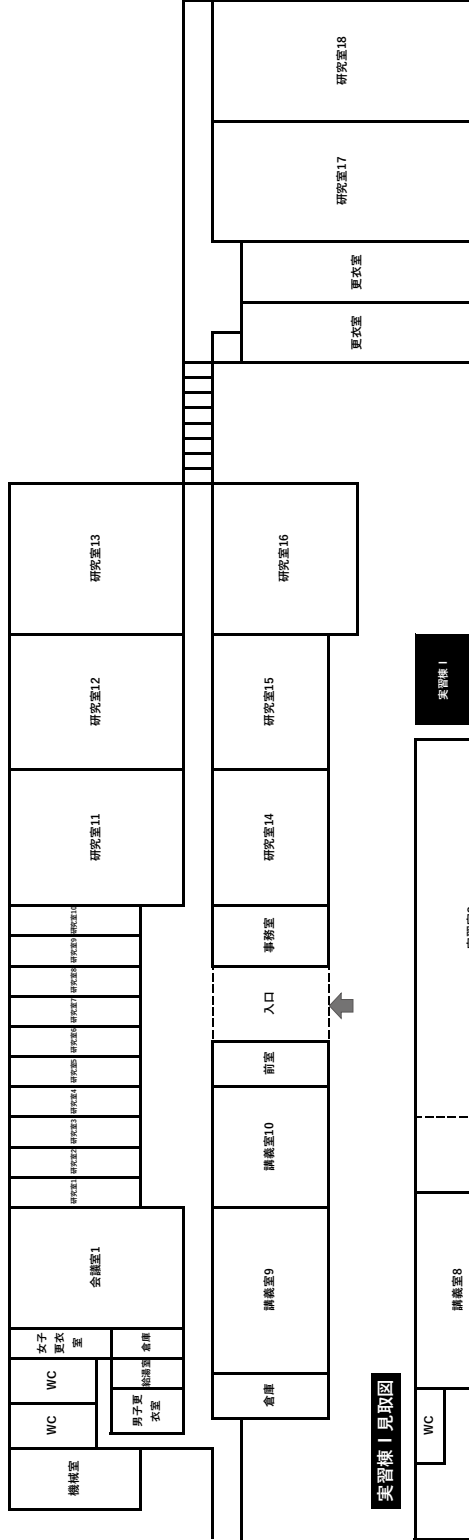
電動モビリティシステム専門職大学 キャンパス見取図

教育棟見取図



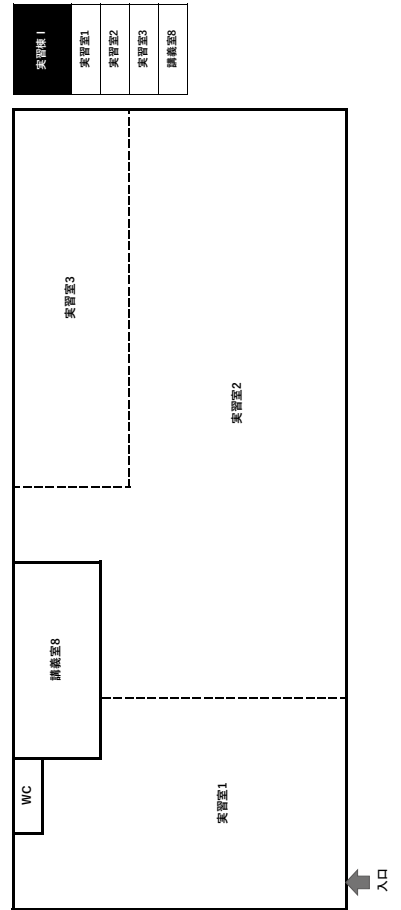
教育棟	
講義室A	
講義室B	
講義室C	
講義室D	
講義室E	
講義室F	
講義室G	
CAD室	
ものづくり室	
フォアミュニクス室	

研究実習棟見取図



研究実習棟	
小野寺研究室1	会議室1
船内研究室2	倉庫1
船倉研究室3	倉庫2
堀ヶ崎研究室4	実習室7
川崎研究室5	実習室8
津原研究室6	実習室9
白田研究室7	実習室10
小口研究室8	実習室11
中島研究室9	加工室
澤淵研究室10	庫裏
星津・松尾研究室11	プレス室
電池研究室12	ミキシング室
電池研究室13	安全性試験実習室4
金子・牛田研究室14	充放電試験実習室5
尾形・柳原研究室15	セハスリット室
内山・千明研究室16	
高橋(入)・古川研究室17	
新井・大崎・熊谷研究室18	
講義室9	
講義室10	

実習棟I見取図



実習棟I	
実習室1	
実習室2	
実習室3	
実習室8	

IV. 諸規則等

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 学部、学科、定員及び修業年限（第5条・第6条）
 - 第3章 学年、学期及び休業日（第7条～第9条）
 - 第4章 入学、休学及び退学等（第10条～第19条）
 - 第5章 教育課程、授業科目及び履修方法等（第20条～第31条）
 - 第6章 卒業及び学位（第32条・第33条）
 - 第7章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生（第34条～第36条）
 - 第8章 検定料、入学料及び学費（第37条～第39条）
 - 第9章 公開講座、履修証明プログラム（第40条・第41条）
 - 第10章 賞罰（第42条・第43条）
 - 第11章 職員組織（第44条・第45条）
 - 第12章 教授会等（第46条～第49条）
 - 第13章 図書館その他の施設（第50条・第51条）
 - 第14章 補則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、地域社会及び産業界との密接な連携によって、自動車関連工学分野を中心に、最先端の学術研究に裏打ちされた実践的かつ応用的な能力を授け、豊かな創造力と高い倫理観を持った持続的社会をけん引する即戦力となる実践的な人材を育成・輩出することを目的とし、もって、地域社会の振興と自動車関連産業その他の次世代モビリティシステム関連産業の発展に貢献することを使命とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を果たすため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づく改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の自己点検及び評価の実施に関する必要な事項は、別に定める。

（教育研究活動の公表）

第3条 本学は、教育研究等の活動状況について、本学ホームページその他幅広い周知方法により、積極的に公表するものとする。

（教育研究の資質向上）

第4条 本学は、常に教育研究内容の質を維持し、間断なく改善・充実に努めるため組織的な研究を実施するものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、定員及び修業年限

(学部、学科及び収容定員)

第5条 本学に設置する学部、学科及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部名	学科名	昼夜別	入学定員	編入学定員	収容定員
電気自動車システム工学部	電気自動車システム工学科	昼間	40	—	160

(修業年限及び在学期間)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 再入学及び転入学を許可された者は、第15条第2項に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の4学期とする。

- 1 学期 4月1日から6月19日まで
 - 2 学期 6月20日から10月2日まで
 - 3 学期 10月3日から12月18日まで
 - 4 学期 12月19日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項に定める2学期から4学期までの各期の始期及び1学期から3学期までの各期の終期を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
 - (4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月5日まで
 - (5) 春季休業日 3月12日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を行うことができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を設けることができる。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定に関わらず、3学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の課程を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了したもの
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
（入学志願の手続）

第 1 2 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び別表 1 に定める検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長へ提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 1 3 条 前条の入学志願者について、選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第 1 4 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、別表 1 に定める入学料及び学費（授業料、実験実習費及び施設費をいう。以下同じ。）を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項の入学手続を行わない者については、入学の許可を取り消すことができる。

（再入学及び転入学）

第 1 5 条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

（休学）

第 1 6 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 か月以上修学できない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命じることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、1年を限度として引き続き休学することができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間満了の者又は休学理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第18条 退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 他の短期大学又は大学（以下「他大学等」という。）へ転学しようとする者は、転学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者に対しては、教授会の意見を聴いて学長が除籍することができる。

(1) 死亡し、又は長期間にわたって行方不明の者

(2) 第6条第2項に規定する在学期間を超えた者

(3) 第16条第4項に定める休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 授業料等の納付を怠り、催促してもなお納入しない者

第5章 教育課程、授業科目及び履修方法等

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して体系的に編成する。

2 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に区分する。

(授業科目及び履修方法等)

第21条 前条第2項に規定する区分ごとの授業科目及び単位数並びに履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 臨地実務実習その他の第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位数の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする

(授業期間)

第 2 4 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、8 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りではない。

(履修科目の登録の上限)

第 2 5 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一の学期の間に履修科目として登録することができる単位数の上限を 15 単位とする。

2 前項の規定に関わらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準等の明示)

第 2 6 条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 前 2 項に規定する学生への明示は、シラバスによって行う。

(単位の授与)

第 2 7 条 学長は、一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。

(成績の評価)

第 2 8 条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業履修等)

第 2 9 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議の上、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学等の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

3 前 2 項の規定により学生が修得した他大学等の授業科目の単位については、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び次条第2項の単位と合わせて、30単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第3項及び第4項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第29条第3項及び第4項並びに前条第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 第6条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第33条 前条の認定を受けた者に対して学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第34条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本学において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第36条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料及び学費

(学費等)

第37条 検定料、入学料及び学費の額は、別表1のとおりとする。

(学費等の納入)

第38条 検定料、入学料及び学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(納入された学費等の取扱い)

第39条 納入した検定料、入学料及び学費は返還しない。

2 検定料、入学料及び学費の取扱いに関する事項は、別に定める。

第9章 公開講座、履修証明プログラム

(公開講座)

第40条 学長は、地域文化の向上及び生涯学習の機会推進に資するため、公開講座を開設することとする。

2 前項の公開講座の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(履修証明プログラム)

第41条 学長は、本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習機会を広く提供するため、学校教育法第105条に規定する課程として履修証明プログラムを開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第42条 卒業に際し学長は、品行方正で学力が特に優秀な学生並びに他の模範となる行為及び特に功績のあった者について表彰する。

(懲戒)

第43条 本学が定める諸規則に違反し、又は学生として本分に反する行為のあった者に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、その情状により譴責・停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の名誉を著しく失墜させる行為があった者
- (3) 故意に本学の施設・機器・教材等を不法に持ち出し又は破壊した者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為があった者

第11章 職員組織

(職員)

第44条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、副学長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第45条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統括する。

2 職員の職務については、学校教育法及び学校法人赤門学院服務規程の定めるところによる。

第12章 教授会等

(教授会)

第46条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会の審議事項)

第47条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成・実施に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (5) その他教育研究に関する事項で、学長が教授会の意見を聴くことが適当と認めたもの。

(専門委員会)

第48条 本学に、大学運営に関し専門的な調査研究を行うための専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第49条 本学に、電動モビリティシステム専門職大学教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)を置き、教育課程の編成方針を審議し学長へ提言・助言する。

- 2 連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館その他の施設

(図書館)

第50条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第51条 本学に、保健室を置く。

- 2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 補則

(補則)

第52条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

検定料、入学料及び学費の額

(単位 円)

学 科	検定料	入学料	学 費			合 計
			授業料	実験実習費	施設費	
電気自動車 システム工 学科	28,000	240,000	860,000	300,000	180,000	1,580,000

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(入学誓約書等)

第2条 入学を許可され、本学の学生となる者は、保証人を定め、入学誓約書その他本学が指定する書類を提出しなければならない。ただし、外国人留学生にあっては、保証人の定めを要しない。

(学生証)

第3条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯し、本学職員の請求があったときは提示するものとする。

2 学生証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに学長に届け出て、再交付を受けるものとする。

3 学生証の有効期限経過後も引き続き在学するときは、直ちにその所属する学長に学生証を返納し、新たに交付を受けるものとする。

4 学生証は、卒業、退学、除籍等により学生の身分を失ったときは、直ちに学長に返納するものとする。

(住所等の届出)

第4条 学生は、入学後直ちに、住所(帰省先住所を含む。次項において同じ。)を学長に届け出るものとする。

2 学生は、住所の変更、改姓等があったときは、直ちに学長に届け出るものとする。

3 学生は、保証人の変更、保証人の住所の変更等があったときは、直ちに学長に届け出るものとする。

(健康診断)

第5条 学生は、毎年本学が実施する健康診断を受けなければならない。

(サークルの結成)

第6条 学生が、サークルを結成し、本学の公認を得ようとするときは、所定のサークル結成願に会則を添え、学長に願い出て許可を得るものとする。

2 サークルの願出事項を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(集会)

第7条 学生が、学内において集会しようとするときは、集会の前日までに学長に届け出るものとする。

(施設、設備等の利用)

第8条 学生が、学内の施設、設備等を利用するときは、あらかじめ学長に願い出て、許可を得るものとする。

第9条 学生が、学内において掲示しようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、所定の場所に掲示するものとする。

(許可等の取消し)

第10条 学生又はサークルの行為が、本学学則その他の諸規則に違反し、又は教育・研究及び環境に支障を来すと認められるときは、第6条から前条までに規定する許可等を取り消すことがある。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

電動モビリティシステム専門職大学学位規程

令和5年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)

第13条第1項及び電動モビリティシステム専門職大学(以下「本学」という。)

学則第33条第2項の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、電気自動車システム工学士(専門職)とする。

(学位の名称)

第3条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「モビリティシステム専門職大学」と付記するものとする。

(学位授与の要件)

第4条 第2条の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第5条 学長は、卒業を認定した者に別記様式に定める学位記を交付して学位を授与する。

(学位授与の取消)

第6条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の意見を聴いた上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

電動モビリティシステム専門職大学学生の懲戒に関する規程

令和5年11月15日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）学則第43条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象行為)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 本学の諸規則に違反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 学生の行った懲戒対象行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書又は口頭により注意する。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3月以内の期限を付して命じる停学をいう。
- 3 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(その他の教育的措置)

第4条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(懲戒の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 懲戒対象行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の懲戒対象行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び懲戒対象行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、処分を加重軽減することがある。

(事案の報告)

第6条 学生による事件事故が発生した場合、学部長は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎・自宅待機)

第7条 学長は、当該事案が第3条第1項第2号に定める停学又は同項第3号に定める退学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 学長は、被害者保護を目的とする一時的な自宅待機を当該学生に命ずることができる。

(1) 自宅待機は、被害者からの申し出があり、かつ、当該学生が待機期間及び待機理由を承諾した場合に限る。

(2) 待機期間は1週間以内とし、教育を受ける権利への十分な配慮と速やかな事実調査を行わなければならない。

3 自宅謹慎及び自宅待機の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実の調査等)

第8条 学長は、学生による事件事故が学生の懲戒に当たる行為と思慮するときは、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行わなければならない。

2 学長は、前項に定める事実調査を行うため調査委員会を設置しなければならない。なお、この調査委員会は、既存の委員会をもって代えることができるものとする。

3 前項に定める調査委員会は、調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。

5 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

6 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書(別記様式1)を作成し、学長に提出しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、前条第6項の報告書を受理したときは、懲戒の要否等について判断するため、教授会の意見を聴き、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、報告書の内容に疑義があるときは、更に再調査を行うことを指示することができる。

(懲戒処分の通知)

第10条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分書(別記様式2)を交付して行う。

2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。

3 懲戒処分を受ける学生の所在を知ることができないとき又は当該学生が懲戒処分書の交付を受けることを拒否するときは、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から2週間経過したときに、懲戒処分書が交付されたものとみなす。
(懲戒処分の効力)

第11条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。
(懲戒処分の期間)

第12条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

(再審査請求)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、学長に対して、再審査請求書(別記様式3)により再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、調査委員会に再調査を指示する。

3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

5 学長は、再審査の結果により、第9条第1項による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第10条に定める手続を行う。

6 再審査の請求により、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、再審査請求により懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第14条 学長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会の意見を聴いた上で、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第15条 懲戒処分を行ったときは、その内容を累加記録簿の賞罰欄に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第16条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めない。

(教務上の措置)

第17条 中間試験又は期末試験等、単位認定に係る試験における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目は不合格(0点)とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、全て履修取消とする。ただし、当該学期を超えて履修取消の効果が及ぶ科目については、履修取消の対象としない。
(履修手続)

第18条 停学期間終了又は終了見込みである学生は、停学期間終了後の授業等に関する履修手続を、学科の定める期間に行うことができる。
(停学期間中の指導)

第19条 学部長は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。
(事務)

第20条 学生の懲戒に関する事務は、事務室において遂行する。
(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年11月15日から施行する。

電動モビリティシステム専門職大学コンプライアンス指針

電動モビリティシステム専門職大学の構成員である教職員等や学生は、『Pioneer in e-Mobility System（電動モビリティシステム開拓者）』の育成という本学の理念を実現すべく行動することが求められている。本指針は、その基盤となるよりどころとして全般的な行動規範を定めたものである。

I 教職員等の行動規範

1 人権の尊重

私たちは、大学構成員一人ひとりの人格及び人権を尊重するとともに、あらゆる差別やハラスメントを許さず、健全で活気のある環境の整備に努めます。

2 社会的使命の自覚

私たちは、大学の目的を自覚するとともに、それを実現するため、教育、研究及び社会貢献活動に励みます。

3 法令の遵守

私たちは、法令や法人及び学内諸規則を遵守するとともに、社会規範に従い高い倫理観を持って誠実に行動し、常に公平・公正な対応を行います。

4 秘密情報の保護

私たちは、業務上知り得た秘密情報や個人情報の適切な管理と保護を行います。

5 積極的な情報公開

私たちは、常に社会への貢献や連携を考え、地域社会の一員としての責任を果たすとともに、積極的な情報発信を通じて、本学に対する理解や信頼の確保に努めます。

6 適正な研究活動

私たちは、研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し行動します。

7 大学資産等の適正な管理

私たちは、大学資金及び外部資金を適切かつ効率的に管理し、正当な業務目的のみ使用します。

II 学生の行動規範

1 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人格及び人権を尊重し、差別、偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。

2 大学構成員としての自覚

私たちは、大学の目的を理解し、本学の構成員として学内規則を遵守するとともに教職員等が行う教育、研究及び社会貢献活動に協力します。

3 法令の遵守

私たちは、学生である前に社会の一員であることを忘れず、法令や社会規範を遵守し、積極的に社会に関わって行動します。

4 学修姿勢

私たちは、学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み、自ら研鑽して豊かな人間性と高い倫理観を身に付け、高度で専門的な知識・技術を習得します。

5 学生生活の充実

私たちは、有意義な大学生活を送るため、学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣とし、勉学やクラブ活動等を通じて、豊かな人間関係を築くよう努めます。

6 秘密情報の保護

私たちは、守秘義務と個人情報保護を徹底し、SNS等インターネットを含めた情報発信や管理について細心の注意を払います。

7 適正な研究活動

私たちは、研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し行動します。

電動モビリティシステム専門職大学研究活動不正防止等に関する規程

令和5年4月5日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学研究活動規範に関する規程第13条第2項の規定に基づき、本学の教職員等及び学生の研究活動における不正行為の防止及び不正行為への対応並びにこれに付随する研究経費の管理等コンプライアンスの推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 研究の倫理、法令、学内規則その他の社会規範を遵守することをいう。
- (2) 教職員等 本学において就労する全ての者(常勤、非常勤を問わず、外部から受け入れた研究員を含む。)をいう。
- (3) 学生 本学において修学する全ての者(留学生、科目等履修生、研究生及び聴講生等を含む。)をいう。
- (4) 研究者 前2号に掲げる者のうち、研究活動に従事しているものをいう。
- (5) 研究経費 研究者が研究活動を行うに際して費消した全ての研究経費をいう。

2 この規程における不正行為とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等について、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する行為を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 著者としての資格をもつ者が適正に公表されていないこと。
- (6) その他前各号に掲げる行為に準ずる研究倫理に反する行為

(他の規程等との関係)

第3条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等において不正行為やコンプライアンスの推進について別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(教職員等及び学生の責務)

第4条 教職員等及び学生は、本学が掲げる基本理念を実現するため、コンプライアンスの重要性を深く認識し、不正行為を行わず、本学構成員としての誇りと責任感及び高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 教職員等及び学生は、第7条第3項の規定に基づき本学が実施するコンプライアンス教育及び啓発研修を必ず受講しなければならない。

(最高管理責任者)

第5条 本学におけるコンプライアンスの推進に関する業務を統括し最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、教職員等及び学生の行動規範となる指針を策定し周知するとともに、次条に規定するコンプライアンス統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持ってコンプライアンスの推進に関する業務が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(コンプライアンス統括管理責任者等)

第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止等コンプライアンスの推進に関する業務を実質的に統括する者として、コンプライアンス統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置く。

2 統括管理責任者は、学部長をもって充てる。

3 統括管理責任者を補佐する者として、統括管理副責任者を置き、事務局長をもって充てる。

4 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、定期的に教職員等及び学生のコンプライアンス意識の向上、学内規則の整備その他コンプライアンスの推進に関し必要な具体的措置を講じなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学に、コンプライアンスの推進に関する業務を行わせるため、コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、学科長をもって充てる。

3 推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、当該学科における教職員等及び学生へのコンプライアンス教育及び啓発研修並びに指導及び監督、その他コンプライアンスの推進に関し必要な業務を行うものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 推進責任者は、コンプライアンスの推進に関する実効的な体制を構築するため、教育研究領域等のグループ単位ごとに、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者(以下「推進副責任者」という。)を置くことができる。

2 推進副責任者は、推進責任者が指名する教員をもって充てる。

3 推進副責任者は、推進責任者の指示に基づき、推進責任者の業務を補佐する。

(教授会の役割)

第9条 コンプライアンスの推進に関する重要事項は、教授会の議を踏まえ、学長が決定する。

(不正防止措置)

第10条 統括管理責任者は、不正行為やコンプライアンス違反（以下単に「不正」という。）を防止する観点から、教職員等及び学生に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な措置を講じるものとする。

2 統括管理責任者は、前項の職責を遂行するため、推進責任者に対し必要な指示を行うものとする。

(内部監査)

第11条 学長は、必要に応じ、理事長及び監事と協議し、全学のコンプライアンスに関し、内部監査を実施するものとする。

2 統括管理責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、不正の防止に努めなければならない。

3 内部監査は、学校法人赤門学院内部監査規程に基づき、監査室において実施する。

(不正への対応)

第12条 学長は、不正に関する告発（情報提供を含む。以下同じ。）に対応するための受付窓口を事務局に設置することとし、その責任者は事務局長とする。

(告発及び情報提供)

第13条 不正の疑いが存在すると思料する者は、何人も、口頭又は書面による告発を、前条に定める受付窓口において行うことができる。

2 前条に定める受付窓口の責任者は、告発があった場合には、直ちに統括管理責任者及び学長へ報告する。

(告発の取扱い)

第14条 学長は、次の各号に掲げる要件に従い、前条による告発の受理又は不受理を決定する。

(1) 告発は、原則として、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されていると判断されるものを受理する。

(2) 匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものと判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 学長は、告発の受理又は不受理を決定した場合には、告発者へその旨を通知する。

3 告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する

機関に当該告発を回付する。また、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。

- 4 インターネット上の掲載、報道等により不正の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 5 不正が行われようとしている、あるいは不正を求められているという告発・相談については、学長はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う。

(調査の決定)

第15条 前条第1項の規定により告発を受理したときは、学長は、30日以内に告発の際示された理由の論理性、告発された行為が行われた可能性等を判断し、必要に応じて統括管理責任者等の意見を聴取の上、告発された事案の調査を行うかどうかを決定する。

- 2 前条第3項の規定にする告発の場合は、学長は、該当機関と連携を図り、必要に応じて調査を行うことを決定し、又は調査に関する協力を依頼することができる。

(調査の開始)

第16条 学長は、調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学の教職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

- 2 学長は、調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関その他関係省庁等に調査を行う旨を報告する。
- 3 学長は、調査を行うことを決定したときは、必要に応じて調査対象の研究費の使用停止を命じることができる。
- 4 学長は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに告発者に通知する。
- 5 学長は、調査に当たって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。また、被告発者への配慮も同様に行い、告発者及び被告発者にとって不利益な取扱いがないように秘密保持を徹底しなければならない。

(調査委員会)

第17条 前条の規定により調査を行うことが決定された場合には、学長は、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の組織、委員の任期、その他調査委員会に必要な事項については、学長がその都度定める。
- 3 調査委員会の委員には、当該事案について自らが関与又は利害関係にある者を加えることができない。
- 4 調査委員会の委員は5人程度とし、半数以上を学外有識者としなければならない。

5 調査委員会の委員は、前条第4項に規定する告発者及び被告発者への配慮を怠ってはならない。

(調査方法)

第18条 調査委員会の調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 告発された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、研究経費の執行状況、関係者のヒアリング、再実験の要請など

(2) 被告発者の弁明の聴取

2 調査の対象となる研究は、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

3 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に次に掲げる調査結果をまとめ、学長に報告するものとする。ただし、当該期間内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告の予定日を明らかにし、学長の承認を得るものとする。

(1) 不正が行われたか否か

(2) 不正が行われたと認められた場合は、その内容、不正に関与した者とその関与の度合い、不正に使用した研究経費相当額、不正と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 不正が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

4 調査委員会は、第1項第1号の調査において、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正の疑いを覆すに足る証拠が確認されないときは不正と認定するものとする。

5 調査委員会は、第3項第3号の調査を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為に関する認定)

第19条 学長は、前条第3項による調査結果の報告を受け、大学運営会議(事案について自らが関与又は利害関係者である構成員を除く。)で審議の上、調査結果内容を総合的に判断し、同項各号に掲げる不正行為に関する認定を行う。

(認定結果の通知)

第20条 学長は、前条に基づき不正に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次に掲げる者に文書で通知する。

(1) 告発者及び被告発者(被告発者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)。ただし、被告発者が本学の職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関の長

(2) 資金配分機関その他関係府省庁等

2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、前項に加え告発者

が所属する機関に通知する。

- 3 学長は、不正に関する認定を行った場合は、学校法人赤門学院理事会へ報告する。

(不服申立て)

第21条 前条の規定により不正が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てに係る審査は、調査委員会が行う。

- 3 前項の審査に当たっては、第16条及び第18条から前条までの規定を準用する。

(研究経費の返還・執行停止等)

第22条 学長は、不正が行われたと認定された研究活動に係る研究経費については、不正の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合いに応じて全額又は一部を返還又は執行停止させる。

- 2 学長は、被告発者に対し、不正が行われたと認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(研究経費への応募資格の停止等の措置)

第23条 学長は、不正が行われたと認定した場合は、研究経費への応募資格の停止等の措置を講ずる。

- 2 学長は、不正の程度に応じて、研究経費の配分に当たっては、当該研究者相当分の額を減額するほか、受託研究、共同研究の相手方等に当該措置を講じた旨を周知する。

(懲戒)

第24条 学長は、第21条第1項に基づき不正に関する認定の通知を行い懲戒理由に該当する場合には、本学の就業規則その他関係諸規則の定めるところにより手続を行う。

(調査結果の公表)

第25条 学長は、不正が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名などを非公表とすることができる。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属

- (2) 不正の内容

- (3) 公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査委員の氏名・所属

- (5) 調査の方法・手順

- (6) その他必要と判断した事項

- 3 学長は、不正が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公

表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合等不正を行わなかったと認定された者の利益を守るために必要な場合には、調査結果を公表することができる。

- 4 学長は、不正が行われなかったと認められた場合において、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、速やかに告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と認定した理由に関する調査結果を公表する。

(守秘義務)

第26条 調査関係者は、調査及び審議により知り得ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(告発者等の保護)

第27条 学長は、告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

- 2 学長は、被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

(事務)

第28条 調査委員会の事務は、事務局において遂行する。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年11月8日から施行する。

令和6年4月1日

発行 電動モビリティシステム専門職大学

〒999-0602

山形県西置賜郡飯豊町大字萩生 1725-2

電話：0238-88-7377